

公益社団法人福島明星厚生学院定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人福島明星厚生学院（以下「本法人」という。）と称する。

(事 務 所)

第2条 本法人は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本法人は、地域の保健・医療・福祉の充実を図るためのチーム医療の一員となる看護師を育成する事業を行うことにより、地域で生活する人々の公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 看護師養成所（福島看護専門学校）の設置運営
- (2) 保健・医療・福祉に関する事業
- (3) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 本法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
 - (3) 特別会員 本法人に功労があった者又は学識経験者で総会において推戴された者
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
- 3 賛助会員及び特別会員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(会員の資格の取得)

第6条 本法人の正会員又は賛助会員となろうとする者は、理事会で定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。ただし、特別会員については、この限りではない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費規程に基づき入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、会費規程において別に定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡し、又は解散したとき
- (2) 失踪宣言を受けたとき
- (3) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (4) 総正会員が同意したとき

(抛出金品の不返還)

第 11 条 会員が退会し、又は資格喪失した場合、その既に納入した会費その他金品は返還しない。

第 4 章 総 会

(構 成)

第 12 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費等及び賛助会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 14 条 総会は、定時総会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

2 前項の定時総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

(招 集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 16 条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議 決 権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において前 3 項の規定の通用については、総会に出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及びその総会において選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に署名押印する。

第5章 役員、顧問及び参与

(役員)

第20条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上7名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議において選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより本法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事及び監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

(顧問・参与)

第27条 本会に任意の機関として顧問及び参与を置くことができる。

- (1) 顧問 3名以内
 - (2) 参与 3名以内
- 2 顧問及び参与は次の職務を行う。
- (1) 顧問は理事長の諮問に応じ、又は本法人の運営に関し、理事長に参考意見を述べることができる。
 - (2) 参与は理事会から諮問された専門的事項について業務に参画し、又、理事会に出席し、参考意見を述べることができる。
- 3 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会の決議を得て、理事長が行う。

- 4 顧問及び参与の報酬は無償とする。
- 5 顧問及び参与の任期は、これを委嘱した理事長の任期による。

(損害賠償責任の免除)

第 28 条 本法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 114 条の規定により、理事会の決議をもって、同法第 111 条の行為に関する理事又は監事（理事又は監事であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第 29 条 本法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が理事会を招集する。

(決 議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にも関わらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第 33 条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 財 産 及 び 会 計

(事業年度)

第 34 条 本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 本法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の

決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間に備え置き、一般の閲覧に供する。

- (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した事項
- 3 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供する。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 37 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規程第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 39 条 本法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 40 条 本法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 41 条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公 告)

第 42 条 本法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 看護学校

(設 置 等)

第 43 条 本法人事業を推進するため、看護学校を設置する。

2 看護学校に事務部及び教務部を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 組織及び運営に必要な事項は、理事会の決議により理事長が別に定める。

第 11 章 補 則

(委 任)

第 44 条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 34 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本法人の最初の理事長（代表理事）は、小山菊雄とし、常務理事（業務執行理事）は、丹治伸夫とする。